

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

控訴答弁書

(一審原告ら)

名古屋高等裁判所 御中

(民事第2部)

2022年8月12日

被控訴人（一審原告）ら訴訟代理人

弁護士	山	田	秀	樹		
同	笹	田	参	三		
同	小	林	明	人	代	
同	井	上	卓	也	代	
同	山	本		妙	代	
同	岡	本	浩	明	代	
同	見	田	村	勇	磨	代
同	横	山	文	夫	代	
同	樽	井	直	樹	代	
同	中	谷	雄	二	代	

以下、控訴人岐阜県を「被告県」と、被控訴人三輪唯夫外3名をそれぞれ「原告三輪」「原告松島」「原告近藤」「原告船田」あるいは総称して「原告ら」という。

第1 控訴の趣旨（2022年3月10日付け控訴状）に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は被告県の負担とする。

との判決を求める。

第2 被告県の控訴理由書（2022年4月27日付け）に対して

1 はじめに

(1) 被告県は、控訴理由書3頁～4頁にかけて「情報提供」を含む情報収集活動の必要性について主張している。それは、要旨以下の主張である。

- ① 警察は、違法行為やトラブルの防止の観点から、治安情勢を的確に分析・把握するとともに、公共の安全の維持を図るための各種対策を講じている。
- ② 本件情報交換当時の平成25年及び同26年の警備情勢を分析した警察庁資料においては、原子力政策をめぐる運動、反戦・反基地運動、反グローバルイズム等の社会運動、過激な環境保護団体による妨害活動等の大衆運動の状況について、違法行為やトラブルを防止し、公共の安全の維持を図る観点からその動向の分析が行われている（乙4及び5）。
- ③ 本件情報交換当時及びそれ以降では、大衆運動において、大衆団体等による組織的な運動のほか、幅広い層の市民がツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス（通称SNS）による呼びかけに呼応して参加する状況が認められるところ、これらSNSによる呼びかけは短時間で容易に多数の者に伝達されるという特性により、時として主催者等の予想や許容の範囲をはるかに超える参加者が集まり、大規模かつ無秩序な大衆運動が展開される危険性を秘めている（乙6）。

④ このような状況において、風力発電等の事業に反対する運動に大規模な大衆運動を行う団体等が介入することで、反対運動の拡大へと発展し、ひいては、運動の拡大により近隣住民等とのトラブルに発展するおそれがあるなど、これらの可能性、危険性等を見極め、また、管内の治安情勢を的確に把握・分析し、公共の安全と秩序の維持を図るために意見交換を行うこともあり得るのであって、情報収集活動には必要な範囲での情報提供が行われることに鑑みれば、本件情報提供が警察法2条1項に規定する警察の責務を果たすために行われたものであり、その必要性も十分に認められることは明らかである。

この主張は、公安警察とはどのような組織であるのかを端的に示すものであり、本件訴訟が問い掛けるものであるので、まずこの点についての原告らの基本的な考え方を述べることにする。

(2) 本県情報収集活動の本質

上記被告県の主張は、大衆運動＝暴徒論に他ならない。国民の表現の自由の行使である集会やデモ行進などの集団的な運動を敵視、危険視して、それがSNS等を介して、予期しない大規模な反対運動に発展し、無秩序な大衆運動が展開される危険性がある。それは、近隣住民とのトラブルに発展する恐れがあることを理由に、警察による治安情勢の把握・分析という名で原告ら住民を監視し、思想・信条や健康状態に及ぶ極めて私的な情報の収集を行う必要があると主張しているのである。

警察は、被告県が主張する警察法に基づいて組織・運営される公的機関である。当然のことであるが、警察は、憲法に存在と活動の根拠を持ち、憲法によって縛られる存在である。被告県の主張は、あたかも戦前の警察による監視を当然としていた時代と錯覚させるような驚くべき主張である。

日本国憲法の制定により、日本は戦前の明治憲法体制と根本的な転換を来し、その結果、戦前の内務省は解体され、その下にあった警察も自治体警察として解

体・再編された。昭和29年の警察法改正により、中央集権化、国家警察化が進んだと言われるものの、憲法に根拠を置き、憲法に縛られる存在であることに変わりはない。

警察には、泥棒や暴力から、国民の生命・身体・財産を守るという市民生活の日常的安全のために、誰もが一応その活動を期待する警察である市民警察と、政治支配体制、つまり上下の支配秩序を維持するために行動する公安警察がある。警備公安警察とも呼ばれることがあるが、警備公安警察は、政治権力者や支配者の利益のために、反対勢力や民主勢力を抑圧規制し、政治的な取り締まりによって、たえず国民の思想・表現の自由あるいはもろもろの民主的権利・自由を侵害する可能性の高い警察である政治警察の役割を最も強く表現しているとされている。そして、警備公安警察は、具体的な犯罪の発生またはその危険がないにもかかわらず、常に思想調査・動向調査等によって国民を政治的に監視するという特徴を多くもっているところから、予防警察としての側面を強くもっている（室井力「警備公安警察」・杉村敏正他編『警察法入門』有斐閣選書184頁）。「公安警察は、集会・結社・集団行動などの政治的な表現活動を危険視して、これを事前に取り締まる傾向を強くもっている。」とも評価されている（山下健次・生田勝義「警察と人権」・杉村他編前掲書4頁）。

被告県の控訴理由書3頁～4頁での情報収集目的の必要性の主張は、政治警察・予防警察として犯罪の発生の具体的な危険がないにもかかわらず常に国民を監視する必要性を大衆運動の暴徒論に基づいて正当化しようとするものである。

しかし、警備公安警察の活動の中で最も問題なのは、「労働運動や様々な民主的・政治的諸運動への介入である。」「とくに注目すべきものとして、市民の目に日常的には触れないところで警備情報収集活動がある。警備情報活動は、一般に、捜査情報活動、事件情報活動及び一般情報活動に分けられているが、前二者が具体的な犯罪の発生に何らかのかかわりがあるのに対し、一般情報活動は、具体的に公安を害する事態または犯罪発生のおそれがないのに、一般的に将来に備えて

平素から行うもので、もっとも秘密警察的要素の強いものと言える。」（室井力前掲論文185頁）。本件で明るみに出たのは、岐阜県警大垣警察署を通じて警備公安警察が行った秘密警察とも評価される、国民の日常生活に対する常時監視と思想・信条などに及ぶ調査と健康面にまで及ぶ極めて秘匿性の高いプライバシー情報まで調べ上げる警察の活動である。

(3) 被告県が敵視する大衆運動は憲法上の権利の行使である

日本国憲法21条が保障する「言論、出版その他一切の表現の自由」は、言論、出版などの表現行為を列挙しているが、思想ないし事実を發表し報道し受領する手段は、言論か印刷、出版が古くから通例であるので、言論、出版の自由が例示されているのである。しかし、言論、出版はあくまで例示であって、表現の自由は、内面的な精神活動を外部に公表する精神活動の自由を広く意味している。

表現の自由の重要性は、富も権力ももたない少数者の市民が、自己の主張の正しさを世に問い、言論の自由市場を経て多数者を突き動かしようという点にある。表現の自由が政府にとって「やっかい」な権利であり、政府が市民の表現の自由を制約しがちとなるのは、まさに少数者が統治行為に異を唱え、その主張の正しさが燎原の火の如く世に広がり、多数者を突き動かす可能性を秘めているからに外ならない。これは、表現の自由が民主制の死命を決するとされる所以であり、また、表現の自由が人権として保障され、制限規範として公権力を拘束する理由でもある。

このことは、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（国際自由権規約）によって、国際的にも承認されている。すなわち、同規約21条は、「平和的な集会の権利は、認められる。この権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。」と定めており、同規約について国連・人権理事会に提出された「集会の適切な管理に関する共同勧告書」（A/HRC/31

/66 2016年2月4日付。)においては、「長期にわたる座り込みや、「占拠」型の示威行動といった長期的なデモも集会に含めることができる」との前提の下、集会をし集団で行動することは民主的、経済的、社会的および人格の発展にとって、また考えの表明や市民参加の促進にとって欠かすことができないものとしたうえで、「平和的な集会の自由は基本的権利であり、最大限、制約なしに享有されるべきものである。国の安全もしくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳の保護または他の者の権利および自由の保護のため民主的社会において必要な制限であって、合法的、必要な、かつ、追及する目的と均衡しているもののみが適用可能である。いずれの制限も標準ではなく例外であって、権利の本質を損なうものであってはならない」とし、また、「一部の者による散発的な暴力または逸脱行為は、意図と行動が本来的に平和的であり続ける他の者に帰属させるべきではない」(同8頁)、「集会によって生ずる日常生活の一定程度の妨げ(交通の遮断、迷惑および経済活動への損害を含む。)は、集会の権利の実質が損なわれないために受忍されなければならない」(同12頁)としている。

- (4) このような国民の憲法上及び国際自由権規約上も認められた権利の行使を、警察が考える「公安」の維持を理由に危険視し、日常的な監視の対象とすることを正当化する被告側の主張は、戦前の警察国家の克服を目指した日本国憲法に真向から対立・矛盾する主張であり、到底許される主張ではない。

2 控訴理由の「第1 原判決が本件情報提供を「国家賠償法上違法」とした判断が誤りであること」について

(1) 「1 本件情報提供の必要性」について

ア 「(1) 原判決における判断の誤り」について

争う。本件情報提供の必要性を否定した原判決の判断は正当である。

ところで、被告側は「情報提供と情報収集は半ば不可分一体」などと主張する。この点、原告らも、情報提供は情報収集の手段であったと主張しており(原

告第26準備書面)、情報提供と情報収集を分離して判断すべきではない。情報提供の違法性が認められ本件においては、情報収集も違法と評価されるべきである。

また、原判決が、情報提供の検討においては「原告らの活動により公共の安全や秩序の維持に危害が及ぼされる危険性は・・・抽象的にも生じていたとはいえない」(原判決31頁)としつつ、情報収集の検討では「抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない」(同37頁)と判示したことには、原告らも疑問がある。しかし、それは危険性を認めた後者の判断が誤りなのであって、危険性を否定した前者の判断は正当である。

イ 「(2) 原判決にいうところの「情報提供」を含む情報収集活動の必要性」について

公安警察が、様々な「大衆運動の状況」について、動向の分析を行っていることは前述したとおりであり、この点は憲法に照らして大いに問題がある。その一環として、原告らに対する情報収集は行われたと解され、その具体的な方法、収集された情報の内容等について真相の究明がなされるべきである。

「SNSによる呼びかけ」が「大規模かつ無秩序な大衆運動が展開される危険性を秘めている」という被告県の主張は予断と偏見以外の何物でもない。しかも、具体的にどのような想定をしているのか不明である。そもそも、本件の風力発電施設建設事業に反対する意見がSNSで表明されていたという事実は見受けられず、被告県の主張は事実的な前提を欠くものである。

被告県は「大規模な大衆運動を行う団体等が介入する」とか「運動の拡大により近隣住民等とのトラブルに発展するおそれがある」などと主張するが、そのような想定をする具体的な根拠が示されていない。そのような想定をするのは、住民運動を不当に敵視する偏見の表れでしかなく、表現の自由(憲法21条1項)を尊重しない不当なものである。

結局、被告県は抽象論に終始し、原告らの個人情報シーテック社に提供したことについて、その具体的な必要性を全く示さない態度のままである。

被告県は、情報提供を含む情報収集の必要性について意味ある主張を何らししていない。

ウ 「(3) 原判決にいうところの「情報提供」を含む情報収集活動の方法及び態様」について

被告県は、「情報収集活動の詳細は、・・・認否しない」と主張して、原審と同様に認否拒否の姿勢を示している。

また、被告県は、本件の情報提供について「シーテック社以外の者に公にされたり、容易に知られたりするような前提で行われたものではない」と主張するが、争う。議事録(甲1)からは、大垣署職員がシーテック社に情報の守秘を求めた形跡は窺われない。そもそも、原告らの個人情報が無断でシーテック社に提供されたこと自体がプライバシーを侵害する不法行為なのであるから、「当該情報収集活動の方法及び態様は、相当な方法及び態様で行われた」という被告県の主張が成り立つ余地はない。

(2) 「2 プライバシー情報としての法的保護該当性」について

ア 原判決

被告県は「プライバシー情報の該当性は、・・・私事性、秘匿性及び非公知性の観点から検討されるべきである」とし、「原判決においては、これらの検討がなされることなく」と主張して、原判決を非難する。

しかし、原判決(27頁以下)は、憲法13条の国民の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに提供されない自由を有するとし、このような利益又は権利は人格権の一つであるプライバシーとして、不法行為法上、法的保護に値するとし、原告らが、公的立場にない私人であることから、本件情報提供で提供された原告らの個人情報は、いずれも、原告らの私的又はその思想信条にかかる活動及び事柄に関するもの

といえ、自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない情報であると認められるから、原告らの個人に関するプライバシー情報であるとしている。その上で、このようなプライバシー情報であっても、その者が自ら公開し、第三者に了知されることを当然の前提としていると合理的に解釈することができる場合には、情報の秘匿性は乏しく、第三者にみだりに提供されたくないとの期待を有しているとは考え難いとして、法的保護の対象から外れるとしているのである。

このように、原判決は、原告らの個人情報について私事性、秘匿性及び非公知性についても十分に検討した上で判断を行っているのであるから、被告県の非難は当たらない。

イ 「(1) 発言者の評価は事実としての個人情報ではないこと」について

被告県は、「評価は、事実ではなく、評価者の思考から生まれた評価者自身の意見である」として原判決を非難するが、原判決が問題にしているのは、評価の前提となっている事実の存在であり、「一定の事実を評価した結果の発言」である点である。被告県の非難は筋違いである。

ウ 「(2) 議事録記載の各情報はプライバシー情報として法的保護に値しないこと」及び「(3) その他の本件議事録記載の情報について」について

㊦ 被告県は、これらの情報が主としてインターネット上に存在したり、SNSにおいて発信されていることをもって「秘匿性」がなく、「公知性」があると主張する。

しかし、原判決が指摘するように（33頁）、過去に一定の情報を公表するなどしても、その一事をもってその後永続的に第三者にこれらの情報が提供されることまで当然に許容していたとみるべきではない。このことは、原審における原告らの本人尋問の結果からも明白である。また、全ての国民がインターネットを閲覧したり、SNSを利用したりしているわけではないから、インターネットで検索できたり、SNSに発信したりしているだけで直ちに広く第三

者に了知されるわけではなく、公知性があると判断するのは早計の誹りを免れない。したがって、被告県のこの点に関する主張は失当である。

④ 被告県は、原告近藤や原告船田について、事実でない情報があり、事実でない情報は個人情報ではないと主張する。しかし、真実ではなくても、事実らしく受け止められる情報であれば、それはその者の個人情報である。したがって、被告県の主張は失当である。

⑤ その他、被告県は、情報提供の違法性を争う理由として、個々の情報の秘匿性や公知性を縷々主張する。しかし、原告らの控訴理由書において述べたとおり、原告らに対する情報収集自体が違法であり、収集された情報の保有も全て違法である。したがって、違法に収集、保有された情報を提供する行為も当然に違法である。よって、個々の情報の性質や属性を問うまでもなく、本件の情報提供は全て違法である。原告三輪、同松島が上鍛冶屋地区において学習会を開催した情報（原判決別紙Ⅰc）にしても、違法に収集された情報である以上、シーテック社に提供することは違法である。

⑥ 被告県は、本訴訟において一方で公安警察が収集・保有している原告らの個人情報の全ての内容、取得方法、保管状況等を明らかにせず、それらの行為の適法性についても積極的に主張しない応訴態度を続けながら、他方で、本件で大垣署の警察官がシーテック社に対し情報提供した個人情報の一部がインターネットやSNSに発信されているので、私事性、秘匿性、非公知性に欠けるなどと主張している。このような被告県の主張は、あたかもこれらの情報を、被告県が指摘するインターネットやSNSから取得したと裁判所を不当に誤信又は混乱させる危険のある欺瞞的主張との非難を免れない。被告県は、正当な理由で、かつ、適法な手段により原告らの個人情報を収集、保有し、シーテック社に適法に開示したと主張するのであれば、それらの情報の入手先、入手方法等を具体的に明らかにし、原告らの情報の管理方法等も開示すべきである。それらを明らかにすることなく、「法的保護該当性」のみの主張をしても

意味はない。

(3) 「3 本件議事録の信用性」について

議事録（甲1）は、シーテック社が電子データの形式で保管していたもの（証拠保全手続によって入手した資料）であるから、「変更が加えられた可能性」があるとは考え難い。仮にデータに変更が加えられたのであれば、その記録が残るはずであるところ、かかる事情は見受けられない。

被告県は、議事録において「警察から提供されたかのように記載されている内容が、具体的に警察から提供された情報か否かには強い疑義が存する」とか、「シーテック社が調べた情報を警察から提供されたと記載された可能性も否定できない」などと主張する。仮にそうであれば、被告県は具体的な認否をしたうえで、反証を提出すべきである。認否・反証がなかった以上、原判決が議事録の記載どおりに情報提供の内容を認定したのは当然のことである。

また、シーテック社の従業員（証人玉田）にとって、議事録は業務文書なのであるから、正確を期して作成したはずである。同人には、警察から提供された情報に大幅に異なる変更を加えて、虚偽の業務文書を作成する動機などあるはずがない。

証人玉田が、情報交換の内容を「記憶の範囲内での走り書き程度でしかメモしていなかった」と証言したこと（証人玉田16頁）についても、それは同人が記憶とメモに基づいて情報交換の内容を議事録に復元したということの意味する。それは議事録の信用性を高める証言であって、信用性を減殺する証言ではない。

したがって、議事録の信用性を論難する被告県の主張は失当である。

3 控訴理由の「第2 原判決における原告らの損害に係る判断が不当であること」に対して

いずれも争う。

原告らは、本件情報提供によって「第三者にみだりに情報提供されない自由」

を侵害され、プライバシーを侵害されたものである。

また、原告らの情報はプライバシー情報として保護の対象となる。

したがって、当然に、原告らは損害を被っている。

- 4 控訴理由の「第3 原判決の審理が弁論主義に違反していること」に対して
いずれも争う。

原告らは、提訴の当初より、本件情報提供の違法性を主張していたのであるから、この点は原審の明示的な争点であった。しかも被告県は、本件情報提供の状況や必要性について、裁判長より繰り返し求釈明を受けてもいる。その度に回答を拒絶したのは被告県である。情報提供の状況に関して、シーテック社から2名の証人が採用され尋問が実施されてすらいる。それにも関わらず、情報提供の違法性が争点から除外されていると認識するはずがない。

しかも被告県は、控訴審に至っても、控訴理由書において情報提供の具体的な必要性に関して主張しようとしなない。抽象的な主張に終始する姿勢は、一審から変わるところがない。意図的に主張を回避して当事者としての責任を放棄しておきながら、弁論主義違反を主張するのは矛盾であり、かつ不当というほかない。

- 5 控訴理由の「第4 結語」に対して
争う。

情報提供を違法と断じ、原告らの損害を認めた原判決の判断は、その限りでは正当である。さらに進んで、情報収集、保有の点についてもこれらを違法と断じ、損害賠償を認めるべきであった。

以上